

平成 年度分 市町村民税 申告書
道府県民税

整理番号			
業種又は職業			
電話番号			
現住所			
1月1日現在の住所			
フリガナ		生年月日	
氏名		世帯主の氏名	
提出年月日		続柄	
年	月	日	
氏名		印	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差し引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
⑪ 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補てんされる金額	
	円	円	
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
		円	
	合計		
⑭ 生命保険料控除	一般の保険料の計	個人年金保険料の計	
	円	円	
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
	円	円	
⑯～⑰ 寡婦(寡夫)控除 勤労学生控除	⑯ <input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還		⑰ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)
⑱ 障害者控除	氏名	障害の程度	級度
	氏名	障害の程度	級度
⑲～⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者の氏名	生年月日	明・大昭・平
		配偶者の合計所得金額	円
㉑ 扶養控除	氏名	生年月日	同居・別居の区分
		明・大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
		明・大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
		明・大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
		明・大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名及び住所を記入してください。			扶養控除額の合計

5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
		農業	イ	
		不動産	ウ	
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	
	雑	公的年金等	キ	
		その他	ク	
	総合譲渡	短期	ケ	
		長期	コ	
	一時	サ		
2 所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	
		雑	⑦	
		総合譲渡・一時	⑧	
		合計	⑨	
4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩		
	医療費控除	⑪		
	社会保険料控除	⑫		
	小規模企業共済等掛金控除	⑬		
	生命保険料控除	⑭		
	地震保険料控除	⑮		
	寡婦(寡夫)控除	⑯		
	勤労学生、障害者控除	⑰～⑱		
	配偶者控除	⑲		
	配偶者特別控除	⑳		
扶養控除	㉑			
基礎控除	㉒	330,000		
合計	㉓			

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

(切り取らないでください。)

平成 年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

住所		受付日付印
氏名	殿	

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

※ 整理番号 事務所 法人番号 申請区分

受付印

Header section containing date (平成 年 月 日), company name (所在地), business type (事業種目), and representative (代表者) information.

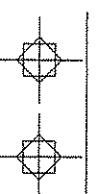
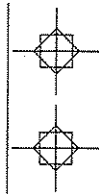
平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の申告書

Main table with columns for '概要' (Summary), '課税標準' (Tax Standard), '税率' (Tax Rate), and '税額' (Tax Amount). It includes sections for '事業税' (Business Tax) and '地方法人特別税' (Local Corporate Special Tax), with various sub-items and calculation steps.

(道府県民税)

署名押印

(電話)



適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人 名
----------------------	--------------------------	---------

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとなされる金額の計算									
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立 適格組織再編成の日：平成 年 月 日 被合併法人等の名称：									
被合併法人 等の事業年 度又は連結 事業年度	区 分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人 等の控除余 裕額	分割法人等 の国外所得 金額又は個 別国外所得 金額	②のうち当 該法人が移 転を受ける 事業に係る 部分の金額	当該法人の 控除余裕額 とみなされ る金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	被合併法人 等の控除限 度額を超え る外国税額	分割法人等 の外国の法 人税等の額	⑥のうち当 該法人が移 転を受ける 事業に係る 部分の金額	当該法人の 控除限度額 を超える外 国税額とみ なされる金 額 ⑤又は⑤× $\frac{⑦}{⑥}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
平成 年 月 日から	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算									
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	区 分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控 除余裕額 (前期の別表4の 「控除余裕額」の 「翌期繰越額」)	当該法人の控 除余裕額とみ なされる金額 ④	当該法人の調 整後の控除余 裕額 ⑨+⑩	当該法人の控 除限度額を超 える外国税額 (前期の別表4の 「控除限度額を 超える外国税額」 の「翌期繰越額」)	当該法人の控 除限度額を超 える外国税額 とみなされる 金額 ⑧	当該法人の調 整後の控除限 度額を超える 外国税額 ⑫+⑬		
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
平成 年 月 日から	国 税	円	円	円	円	円	円		
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								

法人名	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分
	事年	業度	平成 平成	年	月	日から 日まで

第六号様式別表五 (提出用)

所得金額に関する計算書

所得金額の計算				非課税所得の区分計算			
所得金額又は個別所得金額 (法人税の明細書(別表4)の(35)又は 法人税の明細書(別表4)の2付表の(44))	①	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する所得
損金の額又は個別帰属損金額に算入した 所得税額	②						外国における事務所又は事業所の期 末の従業員数
損金の額又は個別帰属損金額に算入した 海外投資等損失準備金勘定への繰入額	③						期末の総従業員数
損金の額又は個別帰属損金額に算入した 外国法人税の額	④						外国から生ずる事業所得 (⑩+⑨)×⑳/㉑
商工組合等の社外流出による 益金算入額	⑤						鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じ て算定した所得
非適格の合併等又は残余財産の全部分 配等による移転資産等の譲渡利益額	⑥						生産品の収入金額又は生産品の収入 金額から買鉱価格を差し引いた金額
小 計	⑦						鉱産税の課税標準であるべき鉱物の 価額
益金の額又は個別帰属益金額に算入した 海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑧						鉱物の掘採事業の所得 ⑳×㉓/㉔
外国の事業に帰属する所得以外の所得 に対して課された外国法人税の額	⑨						
外国の事業に帰属する所得に対して課 された外国法人税の額	⑩						
商工組合等の留保所得に係る 損金に算入された額	⑪						
特定目的会社又は投資法人の支払相当 の損金算入額	⑫						
特定目的信託及び特定投資信託に係る 利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑬						
非適格の合併等又は残余財産の全部分 配等による移転資産等の譲渡損失額	⑭						
小 計	⑮						
仮 計 ①+⑦-⑮	⑯						
外国の事業に帰属する所得	⑰						
再 仮 計 ⑯-⑰	⑱						
非課税等所得	林業に係る所得	⑲					
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑳					
	社会保険等に係る医療の所得	㉑					
	農事組合法人の農業に係る所得	㉒					
小 計	㉓						
所得金額差引計 ⑱-㉓	㉔						
繰越欠損金額等又は災害損失金額の 当期控除額	㉕						
債務免除等があった場合の欠損金額 等の当期控除額	㉖						
所得金額再差引計 ㉔-㉕-㉖	㉗						

備 考

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分
	事 業 年 度	平 成 平 成	年	年	月	日 から 日 まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算				資 本 金 等 の 額 の 計 算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2②又は別表5の2の3⑬、 別表5の2の3⑭若しくは別表5の2の3⑮	⑪	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑫		月
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③		$\frac{⑪ \times ⑫}{12}$	⑬	兆 十億 百万 千 円	
	取益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3⑯、別表5の2の3⑰若しくは 別表5の2の3⑱又は別表5の2の4⑲	⑭		
単年度損益 (第6号様式⑩+同様式⑪)又は別表5⑭		⑤		差引 ⑬-⑭	⑮		
付加価値額	④+⑤	⑥		⑮のうち1,000億円以下の金額	⑯		
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合	$\frac{①}{④}$	⑦	%	(⑯のうち1,000億円を超え 5,000億円以下の金額) $\times \frac{50}{100}$	⑰		
雇除額 ④ $\times \frac{70}{100}$		⑧	兆 十億 百万 千 円	(⑯のうち5,000億円を超え 1兆円以下の金額) $\times \frac{25}{100}$	⑱		
雇除額の計算 雇用安定控除額	①-⑧	⑨		課税標準となる資本金等の額 ⑯+⑰+⑱	⑲		
課税標準となる付加価値額	⑥-⑨	⑩					

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ⑳	当期中の減少額 ㉑	当期中の増加額 ㉒	差引期末現在の金額 ㉓ (㉑-㉒+㉓)
資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	1	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資 本 金 等 の 額 又 は 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額	2			
期中に金額の増減があつた場合の理由等				

法人名	* 処理事項	監理番号	事務所	法人番号	申訳
		専業年度	平成	年	月
					日まで

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人		特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人	
資本金等の額 別表5の2下表2②又は④若しくは⑤	①	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数	③
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②	期末の総従業員数	④
特定内国法人		非課税事業をあわせて行う法人	
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑤	⑤	国内における非課税事業に係る期末の従業員数	⑭
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑥	⑥	国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑮
差引	⑦		
外国の事業に係る控除額 又は ⑧×別表5の2の2⑧/⑩	⑧		
再差引	⑨		
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩		
課税標準の特例に係る控除額	⑪		
控除額計 ⑤+⑥+⑧+⑩+⑪	⑫		

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号関係	法附則第9条第4項から第7項関係
資本金等の額 別表5の2下表2②	月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑬又は⑭
法第72条の21第1項第1号に係る加算	課税標準の特例に係る控除割合
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 仮計	未収金の帳簿価額
	総資産価額
法附則第9条第1項関係	課税標準の特例に係る控除額 ⑯×⑰又は⑱×⑲/⑳
資本金の額 別表5の2下表1⑳	
法附則第9条第1項に係る額 ⑳×2	

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑳	⑲	外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉓
外国の事業に係る控除額 ㉑×㉒/㉓	㉑	期末の総従業員数	㉔
差引	㉒	非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人	
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉑×㉒/㉓	㉑	国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数	㉕
控除額計 ㉑+㉒	㉑	国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉖

第六号様式別表五の二の三(提出用) (用紙日本工業規格A4・ロ1×色) (第五条関係)

収入金額に関する計算書

事業 年度	平成 平成	年 年	月 月	日から 白まで	法人名
----------	----------	--------	--------	------------	-----

第六号様式別表七（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

課の 税計 標準 準算	保険の種類	収入金額		率	課税標準
	個人保険①		円	$\frac{24}{100}$	円
	貯蓄保険②			$\frac{7}{100}$	
	団体保険③			$\frac{16}{100}$	
	団体年金保険④			$\frac{5}{100}$	
合計 ①+②+③+④		⑤			
収入金額に関する明細書					
概要		収入保険料 ⑥ 円	再保険料又は 控除給付金 ⑦ 円	法附則第9条 第9項の控除 収入保険料 ⑧ 円	差引収入保険料 ⑥-⑦-⑧ ⑨ 円
個人 保険					
	計				
貯蓄 保険					
	計				
団体 保険					
	計				
団体 年金 保険					
	計				
合計					

収入金額に関する計算書

事業 年度	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	法人名	
----------	----------	--------	--------	------------	-----	--

第六号様式別表八 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

1. 損害保険会社又は外国損害保険会社等の収入金額に関する計算

課 税 標 準 の 計 算	保険の種類	収 入 金 額	率	課 税 標 準
	船 舶 保 険①	円	$\frac{25}{100}$	円
	運送及び積荷保険②		$\frac{45}{100}$	
	自動車損害賠償責任 保険③		$\frac{10}{100}$	
	地 震 保 険④		$\frac{20}{100}$	
	火 災 保 険⑤		$\frac{40}{100}$	
	上記以外の損害保険⑥		$\frac{40}{100}$	
	合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥ ⑦			

収入金額に関する明細書

保険の種類	収入保険料及び 再保険返戻金の 合計額 ⑧	支払再保険料及 び解約返戻金の 合計額 ⑨	正味収入保険料 ⑧-⑨ ⑩
船 舶 保 険⑪	円	円	円
運 送 保 険			
積 荷 保 険			
小 計⑫			
自動車損害賠償責任 保険⑬			
地 震 保 険⑭			
火 災 保 険⑮			
上記以外の 損害保険			
その他の保険			
小 計⑯			
合 計			

2. 少額短期保険業者の収入金額に関する計算

課税標準の計算				
収入金額 ⑰	率 ⑱	課税標準 ⑰×⑱ ⑲	法附則第9条第10項 に係る控除額 ⑲× $\frac{1}{2}$ ⑳	差引後課税標準 ⑲-⑳ ㉑
円	$\frac{40}{100}$	円	円	円
収入金額に関する明細書				
収入保険料及び再保険返戻金 の合計額 ㉒	支払再保険料及び解約返戻金 の合計額 ㉓	正味収入保険料 ㉒-㉓ ㉔		
円	円	円		

会社更生等による債務免除等があった場合の
欠損金額等の控除明細書

事業年度	平成 年 月 日から	法人名
	平成 年 月 日まで	

第六号様式別表十一 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

1. 更正欠損金額等の控除明細書					
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	欠損金額等の計算	適用年度終了の時に 前事業年度以前の事業年度 から繰り越された欠損金額等	⑧
	私財提供を受けた金銭の額	②		欠損金額等又は災害損失金額	⑨
	私財提供を受けた金銭以外の 資産の価額	③		差引欠損金額等 (⑧-⑨)	⑩
	資産の評価益の総額	④	当期控除額	⑦と⑩のうち少ない金額	⑪
	資産の評価損の総額	⑤		⑦と⑧のうち少ない金額	⑫
	純評価益の額 (④-⑤)	⑥			
	計 (①+②+③+⑥)	⑦			

2. 民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書					
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	⑬	欠損金額等の計算	適用年度終了の時に 前事業年度以前の事業年度 から繰り越された欠損金額等	⑲
	私財提供を受けた金銭の額	⑭		欠損金額等又は災害損失金額	⑳
	私財提供を受けた金銭以外の 資産の価額	⑮		差引欠損金額等 (⑬-⑭)	㉑
	資産の評価益の総額	⑯	所得金額	⑲の金額を控除する前の所得	㉒
	資産の評価損の総額	⑰	当期控除額	⑱、㉑又は㉒のうち最も少ない金額	㉓
	計 (⑬+⑭+⑮+⑯-⑰)	⑱		⑱、⑲又は㉒のうち最も少ない金額	㉔

3. 民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書					
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	㉕	欠損金額等の計算	適用年度終了の時に 前事業年度以前の事業年度 から繰り越された欠損金額等	㉙
	私財提供を受けた金銭の額	㉖		当期控除を受ける欠損金額等 又は災害損失金額	㉚
	私財提供を受けた金銭以外の 資産の価額	㉗		差引欠損金額等 (㉕-㉖)	㉛
	計 (㉕+㉖+㉗)	㉘	所得金額	㉙の金額を控除した後の所得	㉜
				㉙の金額を控除する前の所得	㉝
			当期控除額	㉘、㉚又は㉜のうち最も少ない金額	㉞
				㉘、㉘又は㉝のうち最も少ない金額	㉟

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の
控除未済欠損金額等の計算に関する明細書

事業年度 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
法人名

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等						
事業年度	欠損金額等の区分	控除未済欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 <small>(前期の別表9若しくは別表10の「翌期繰越額」又はこの表の④、⑦若しくは別表13の②の⑤)</small>	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額等 <small>(適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定・合併類似適格分割型分割) 適格合併等の日：平成 年 月 日 被合併法人等の名称：</small>			調整後の控除未済欠損金額等 ①+②
			被合併法人等の事業年度	欠損金額等の区分	被合併法人等の未処理欠損金額等 <small>(最終の事業年度若しくは分割前事業年度の別表9若しくは別表10の「翌期繰越額」又はこの表の④、⑦若しくは別表13の⑤)</small>	
		①			②	③
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金		
計			計			
支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の調整計算の明細						
適格組織再編成等の別		合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		平成 年 月 日
対象法人の別		被合併法人等(名称：)・当該法人		支配関係発生日		平成 年 月 日
対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合		共同事業に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合		
		被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 <small>(被合併法人等の最終の事業年度若しくは分割前事業年度の別表9若しくは別表10の「翌期繰越額」又は当該法人の前期の別表9若しくは別表10の「翌期繰越額」)</small>	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 <small>(被合併法人等の最終の事業年度若しくは分割前事業年度の別表9若しくは別表10の「翌期繰越額」又は当該法人の前期の別表9若しくは別表10の「翌期繰越額」)</small>	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額等 ⑧-⑫	引継ぎを受ける未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 <small>(支配関係事業年度前の事業年度にあつては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあつては⑤と⑥のうち少ない金額)</small>	
		④	⑤	⑥	⑦	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金	円	円	円	円	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の欠損金額等 別表10の損失金					
計						
支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細						
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額 <small>(支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の「控除未済欠損金」)</small>	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算				
		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額 ⑨	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額 ⑩	特定資産譲渡等損失額 ⑨-⑩	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 <small>(⑨と⑩のうちいずれか少ない金額)</small>	
		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
計						

共同事業を営むための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
------	--------------------------	-----

適格組織再編成等の別		合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		平成 年 月 日		
対象法人の別		被合併法人等(名称:)・当該法人		支配関係発生日		平成 年 月 日		
引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算								
対象法人の 事業年度	欠損金等の 区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等		特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算				
		被合併法人等の最終の事業年度若しくは分割事業年度の別表9若しくは別表10の「翌期繰越額」又は当該法人の前期の別表9若しくは別表10の「翌期繰越額」	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等		
			(①の金額)	(支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と⑥-⑦のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①の金額)	(支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と⑧-⑩のうち少ない金額)	②、③又は④		
		①	②	③	④	⑤		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金	円	円	円	円	円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金							
計								
時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細								
対象法人の 事業年度	欠損金等の 区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合		簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合				
		支配関係前未処理欠損金額等又は特定資本関係前控除未済欠損金額等	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金等発生額	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額		
		(支配関係事業年度前の事業年度の別表9又は別表10の「翌期繰越額」)	(⑥の金額を⑥の古いものから順次振当)	(支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の「控除未済欠損金」)	別表12の⑫		(⑨の金額を⑨の古いものから順次振当)	
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金	円	円	円	円	円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金							
計								
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細								
時価純資産超過額 (⑫の(イ)-⑬の(イ))-(⑫の(ロ)-⑬の(ロ))		⑪	円	制限対象金額 (⑫-⑪)	⑬	円		
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額 ⑥の計		⑫		簿価純資産超過額 (⑫の(ロ)-⑬の(ロ))-(⑫の(イ)-⑬の(イ))	⑭			
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細								
資		産		負債				
名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額
	(イ)	(ロ)		(イ)	(ロ)		(イ)	(ロ)
	円	円		円	円		円	円
⑮			⑰			⑲		
⑯			⑰			⑲		
⑰			⑰			⑲		
⑰			⑰			⑲		
計			計			計		

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の
控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業年度	平成	年	月	日から	法人名
	平成	年	月	日まで	

適格組織再編成等の別		適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		平成 年 月 日	
				支配関係発生日		平成 年 月 日	
調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算							
当該法人の 事業年度	欠損金等の 区分	当該法人の控除未済 欠損金額等 (当該法人の前期の別表9 又は別表10の「翌期繰越 額」)	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算				特例計算による調整 後の当該法人分の控 除未済欠損金額等 ②、③又は④
			移転時価資産価額が 移転簿価資産価額以 下である場合 (①の金額)	移転時価資産価額が移転簿価資産価額を越 える場合		⑤	
			移転時価資産超過額 が支配関係前欠損金 額等の合計額以下で ある場合 (支配関係事業年度前 の事業年度にあっては⑥- ⑦)、支配関係事業年度 以後の事業年度にあって は⑧)	移転時価資産超過額 が支配関係前欠損金 額等の合計額を越え る場合 (支配関係事業年度前 の事業年度にあっては0、支 配関係事業年度以後の 事業年度にあっては①- ②)	③		
①	②	③	④	⑤			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金	円	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金						
計							
移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細							
当該法人の 事業年度	欠損金等の 区分	支配関係前欠損金額 等 (支配関係事業年度前の事 業年度の①)	移転時価資産超過額が支配 関係前欠損金額等の合 計額以下である場合	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合			
			⑥のうち移転時価資 産超過額を構成する ものとされた部分の 金額 (①の金額を⑥の古いもの から順次振当)	支配関係事業年度以 後の事業年度の欠損 金額等のうち特定資 産譲渡等損失相当額 以外の部分から成る 金額 (別表12「⑧-⑫」)	支配関係後欠損金額 等	⑨のうち制限対象金 額を構成するものと された部分の金額 (①の金額を⑨の古いもの から順次振当)	
			⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金	円	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	別表9の 別表10の 欠損金等 損失金						
計							
制限対象金額の計算の明細				移転直前における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細			
移転時価資産超過額 (⑩の(イ)-⑩の(ロ))	⑪	円		名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)	
支配関係前欠損金額等の合計額 (⑥の計)	⑫				⑭ 円		円
制限対象金額 ⑪-⑫	⑬				⑮		
				計	⑯		

<p>受付印</p> <p>平成 年 月 日 殿</p>		<p>※処理事項</p> <p>整理番号</p> <p>課税区分</p> <p>法人番号</p> <p>申告区分</p>
<p>所在地</p> <p>(市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)</p> <p>(ふりがな)</p> <p>法人名</p> <p>(ふりがな)</p> <p>代表者氏名印</p>		<p>この申告の基礎</p> <p>1. 法人税の平成 年 月 日 の修正申告書の提出による。</p> <p>2. 法人税の平成 年 月 日 の更正・決定・再更正による。</p> <p>事業種目</p> <p>期末現在の資本金の額 又は出資金の額</p> <p>期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額</p>

摘要		課税標準	法人税割額
(使途秘匿金額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①		
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	②		
みなし配当の25%相当額の控除額	③		
還付法人税額等の控除額	④		
退職年金等積立金に係る法人税額	⑤		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③-④+⑤	⑥	000	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑥×②)	⑦	000	
外国の法人税等の額の控除額	⑧		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑨		
差引法人税割額 ⑥-⑧-⑨又は⑦-⑧-⑨	⑩		00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑪		00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑫		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫	⑬		00
均等割額	⑭	円× $\frac{⑬}{12}$	00
既に納付の確定した当期分の均等割額			00
この申告により納付すべき均等割額 ⑬-⑭	⑮		00
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑬+⑮	⑯		00
⑯のうち見込納付額	⑰		
差引 ⑰-⑱	⑲		

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		当該市町村民税の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	左のうち当該市町村民税の税率適用区分に用いる従業員数	
合計		⑳	㉑	㉒

指場 指定 都 市 に ⑮ の 申 告 計 算	区名	※ ⑮-1 月数	従業員数	均等割額	決算確定の日	平成 年 月 日	法人税の申告書の種類	青色・その他
					解散の日 残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日	翌期の中間申告の要否	
				00				要・否
				00	この申告が 中間申告の 場合の計算期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人税の申告 期限の延長の 処分の有無	有・無
				00	還付を受けよう とする金融機関 及び支払方法	銀行	支店	
				00		口座番号 (普通・当座)		
				00	還付請求税額			
				00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			

関与税理士
署名押印 (電話)

